

(様式1-4①)

山元町復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(山元町交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
1	○		D-1	道路新設改良事業	浅生原地区	町		0.6	0	0	0			
2		○	◆D-1-①	JR駅への直行バス運行事業	(仮設)坂元駅～ (仮設)山下駅～ 互理駅	町		0.8	0	0	0			
3		○	◆D-1-②	町民バス運行事業	各仮設住宅 沿線地	町		0.8	0	0	0			
4	○		D-4-1	災害公営住宅整備事業(山下地区)	新山下駅周辺	町	災害公営住宅の測量設計等を行う。	0.75	240,000	240,000	210,000			
5	○		D-4-2	災害公営住宅整備事業(宮城病院地区)	宮城病院周辺	町	災害公営住宅の測量設計等を行う。	0.75	25,200	25,200	22,050			
6	○		D-4-3	災害公営住宅整備事業(坂元地区)	新坂元駅周辺	町	災害公営住宅の測量設計等を行う。	0.75	134,800	134,800	117,950			
7		○	◆D-4-①	災害公営住宅駐車場整備事業(山下地区)	新山下駅周辺	町		0.8	0	0	0			
8		○	◆D-4-②	災害公営住宅駐車場整備事業(坂元地区)	新坂元駅周辺	町		0.8	0	0	0			
9	○		D-13	がけ地近接等危険住宅移転事業	牛橋地区他	町		0.5	0	0	0			
10	○		D-17-3	都市再生事業計画案作成事業(山下地区)	新山下駅周辺	町	新市街地造成のための基本計画を作成する。	0.5	149,500	149,500	112,125			
11	○		D-17-4	都市再生事業計画案作成事業(坂元地区)	新坂元駅周辺	町	新市街地造成のための基本計画を作成する。	0.5	64,100	64,100	48,075			
12		○	◆D-17-①	鉄道整備に伴う特定環境影響評価事業	町地区他	町		0.8	0	0	0			
13	○		D-20	都市防災推進事業(浅生原地区における復興まちづくり総合支援事業)	浅生原地区他	町		0.5	0	0	0			
14		○	◆D-20-①	防災緑地整備計画事業	防災緑地ゾーン	町		0.8	0	0	0			
15	○		D-23	防災集団移転促進事業	新山下駅周辺 宮城病院周辺 新坂元駅周辺	町	移転先の住宅団地の整備のための基本調査及び開発事業計画等を策定する。	0.5	55,120	55,120	41,340			
16		○	◆D-23-①	災害対策用臨時FM放送局整備事業	浅生原地区他	町		0.8	0	0	0			
								合計額	668,720	668,720	551,540	0	0	

都道府県名	宮城県	担当部局名	震災復興推進課	担当者氏名	
市町村名	山元町	電話番号		メールアドレス	

(様式1-4①)

山元町復興交付金事業計画 平成23年度 復興交付金事業等(山元町交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、または事業の進捗に遅れが生じ基金残高がある場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。